

報告事項

令和5年度 事業計画

令和4年度は、コロナ禍により総会は地域班の代表者で縮小して開催しており、各種会議については通常開催を行っております。

当センターの喫緊の課題として、事故防止と会員拡大を掲げております。

第一は事故防止であり、昨年も傷害事故・損害賠償事故が多く発生しておりますので、就業に当たっては、事故ゼロを目標に「安全第一」を掲げて取り組む事とします。

第二に会員拡大については、佐賀県シルバー人材センター連合会は、平成29年度末3,777人を令和6年度末5,308人にする計画であります。

当センターでは、一人の会員が一人の高齢者に対し声掛けや、特に女性会員の入会を推進すること及び会員等報奨規程を活用して会員の増強を図り、会員目標数を令和5年度から令和6年度までの期間で343人として会員拡大に努め、以下に掲げる事業を展開します。

1. 雇用によらない就業機会の提供

シルバー人材センターの活動は、地域社会の日常生活に密着した仕事や市民生活にかかわりの深い仕事で、生計の維持を目的とした本格的な就業ではなく、任意的な就業であり、連続的又は断続的な概ね10日程度の就業です。

就業機会の提供にあたっては、地域から発注された仕事の情報を可能な限り会員に周知し、会員の希望や能力等に応じて公平に就業機会の提供を行うとともに、できるだけ多くの会員が就業の機会を得られるよう、グループ就業やローテーション就業などを進めます。

2. 雇用による就業機会の提供

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、有料職業紹介事業及び労働派遣事業により、雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供を行います。

(1) 職業紹介事業

公益社団法人佐賀県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）と共同で、臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る仕事の求人を受け付け、これを希望する高齢者に紹介します。

(2) 労働者派遣事業

連合会と共同で、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲内において、派遣労働を希望する会員を対象に実施します。

なお、適正な就業ができるように努めます。

3. 知識、技能を付与するための講習等

(1) 地域に高齢者を対象とした技能講習

就業上必要な技能、知識を就業意欲のある高齢者に付与するための講習会等を実施します。

4. その他の諸活動

(1) 安全・適正就業推進事業

高齢者が自らの健康の維持と安全の確保を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、安全意識の高揚と啓発活動を行います。

そのため安全・適正就業推進委員会の開催や安全パトロールの実施、安全委員会ニュースの発行、健康診断受診の徹底、日常的な健康管理の啓発に取り組むとともに、連合会主催の安全・適正就業講習会、安全大会等に参加します。

(2) 普及啓発事業

シルバー事業への信頼と理解が得られるよう、市民、事業所、官公庁に対しシルバー事業の意義と基本的な理念及び仕組み等を周知するとともに、高齢者自身のシルバー事業に対する意識啓発を行います。

また高齢者の入会促進や適正な就業の維持確立を図るため、ホームページや広報等を活用した周知やボランティア活動による啓発に取り組みます。

(3) 就業開拓事業

シルバー事業の仕組み等を周知し、請負・委任による就業先の開拓のほか、会員等報奨規程による新規就業開拓に努めるとともに、シルバー派遣事業先の確保に努めます。

(4) 相談、情報提供事業

入会を希望する高齢者を対象に入会説明会を実施し、高齢者からの相談に対応するほか、地域における働く高齢者のためのワンストップサービスセンターとして、雇用、就業等に係る相談、情報提供を行います。

入会説明会を毎月開催し、就業相談は随時受け付け対応します。

(5) 社会参加活動の推進

ボランティア活動を希望する高齢者を対象に、「できることを」、「できる範囲で」行う社会参加活動を市民と連携して実施します。

5. 理事会等の運営

これらの事業運営のための総会、理事会、委員会等を開催します。

6. 事業目標（数値目標）

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 会員数 | 210人 |
| (2) 契約金額 | 10,000万円（派遣事業を含む） |
| (3) 就業延人員 | 21,500人日（派遣事業を含む） |